

門真市第6次総合計画改訂支援業務委託

仕 様 書

門真市第6次総合計画改訂支援業務委託

仕様書

1. 業務委託の名称

門真市第6次総合計画改訂支援業務委託

2. 業務の目的

門真市（以下、「本市」）の将来における目指す姿と進むべき方向性を示したまちづくりの指針である「門真市第6次総合計画（以下、「現総合計画」）」は、令和2年3月に策定し、計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間としている。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行や社会のデジタル化の進展、国際情勢の不安定化、世界的なエネルギー価格高騰による物価高騰など、計画策定以降の社会経済情勢は大きく変化した。また、少子高齢社会の加速に伴う生産年齢人口の減少・社会保障費の増大等、本市を取り巻く環境は大きく変化し、市民ニーズや地域が抱える課題も複雑化・多様化している。

豊かさと持続可能性を両立させ、未来を見据えたまちづくりを行うために、これら社会経済情勢の変化と社会課題への対応とともに、施策の進捗状況等を踏まえた本市の実情及び時勢に適合した計画へと見直していく必要がある。

また、持続可能な行政運営や今後控えるまちづくり事業等の観点から、デジタル社会の推進、脱炭素社会への社会的要請、子ども真ん中社会、健康寿命の延伸等といった視点も捉えた計画へとする必要がある。

そこで、令和6年度に計画期間前半（令和2年度～令和6年度）の終了を迎えること、また、基本計画については、社会情勢の変化や市長任期を考慮し、必要に応じて見直しを行うものとしていることから、令和6年度において、現総合計画の改訂を実施する。

現総合計画の改訂にあたっては、多くのデータを収集・分析することにより本市を取り巻く現状や課題を整理し、計画期間後半となる令和7年度から令和11年度に向けて一層実効性の高い計画とすることで、本市の将来像である「“人情味あふれる” 笑いのたえないまち 門真」の実現を目指す。

本事業を効率的かつ効果的に実施することを目的として、豊富なノウハウと情報を持つ業者を選定するために企画提案の公募型プロポーザルを行う。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4. 現総合計画の改訂範囲

現総合計画の改訂範囲は以下のとおりとする。

(1) 基本構想

基本構想は、中長期展望に基づき、将来のまちづくりの方向性を定めたものであることから、市政の継続性・一貫性の観点から方向性の変更は行わないものの、現総合計画策定後の社会経済情勢及び経年変化に対応するため、各種データの更新を行うとともに、令和32（2050）年度までの人口の将来展望について人口推計の見直しを行い、「デジタル社会の推進」「脱炭素社会への社会的要請」「子ども真ん中社会」「健康寿命の延伸」など、改訂に向けて捉える視点の増補を行う。（更新データを「地域の未来予測」として整理）

(2) 基本計画総論

基本構想で掲げるまちの将来像「“人情味あふれる！”笑いのたえないまち 門真」の実現に向けて、今後5年間で取り組むべき事項を整理するとともに、「デジタル社会の推進」「脱炭素社会への社会的要請」「子ども真ん中社会」「健康寿命の延伸」など、改訂に向けて捉える視点の増補を行い、「総合戦略（門真市デジタル田園都市国家構想総合戦略）」を包含した内容に更新する。

(3) 基本計画各論

令和11年度までの施策展開及び目標設定をふまえて、「施策の成果を測る指標」の内容及び目標値の修正を行う。また、本文各表現の修正、それぞれの統計資料の更新等を行う

(4) 附属資料

現総合計画の資料に加え、改訂時における各資料を追加する。

なお、これらの改訂は、庁内調整、庁内会議及び総合計画審議会の審議を経て実施するものとする。また、概要版についても本編と同様に改訂するものとする。

5. 業務委託内容

委託する業務内容は以下のとおりとする。

なお、本業務は、現総合計画の改訂に必要な事項についての調査研究を迅速かつ確実に遂行するため、調査、研究業務全般にわたるコンサルティング業務等を行う。

また、作業を円滑に進行するため、本市と適宜打ち合わせを行うこと。打ち合わせは、リモートの活用等、状況に応じて柔軟に対応するとともに、進行状況に応じて、本市と適宜メール等で事務の調整を行う。

(1) 業務計画書の作成

本市と調整の上、委託期間における業務計画書（業務内容のスケジュール

ル)を作成する。なお、現段階における本市想定スケジュールは、別紙のとおりである。

(2) 協議記録の作成・報告

本市と打ち合わせを実施した場合は、その都度報告書（協議記録）を作成し、打ち合わせの日から1週間以内に提出する。

(3) 各種基礎調査（情報収集・分析）の実施

（令和6年4月～6月の実施を想定）

市内の各種計画の内容及び施策の進捗状況等、本市の現状を把握・整理するとともに、本市の基礎的データを収集・整理し、国、府、類似・近隣自治体との比較や、本市を取り巻く社会経済情勢の変化等の整理・分析を行う。

- ・人口推計（単純推計・条件付き推計）
- ・各種統計データ
- ・社会経済情勢の変化
- ・国、府、他自治体の計画及び動向 等

※当該項目において、人口推計（単純推計・条件付き推計）は必ず実施する。また、上記の各種データ・情報の収集・提供に加え、他団体等との比較、比較による本市の特性等について、収集・分析する情報や手法について提案を求める。

(4) 市民意識調査の実施支援

（令和6年4月～6月の実施を想定）

現総合計画の「施策の成果を測る指標」のうち、市民意識を指標としているもの（主観的指標）について、「門真市第6次総合計画策定にかかる市民意識調査」（令和元年12月実施）に準じてアンケート方式で実施する。

受託者は調査の企画、発送、集計、分析等を行い、報告書を作成する。実施の際は、以下の点に留意すること。

① 調査内容

本市と協議の上、調査項目の検討を行い、設問を設計する。なお、調査票の回答欄には自由意見記入欄及び調査対象者の属性欄（居住地、性別、年齢、従業地又は通学地、世帯構成）を設けること。

上記を満たすものであれば、調査票の様式は問わない。

② 調査対象者

本市が提供する無作為抽出で選出した2,500名とする。

③ 調査方法

郵送による配付、返信用封筒による回収（無記名）とし、料金受取人払とする。なお、料金の受取人払の申請は、受託者が行い、料金は受託者負担とする。

また、アンケート締切日の概ね1週間前に、調査対象者全員（相手方に到達しなかったものについてはその限りでない。）に対して督促（兼礼

状)を行う。

調査票、往信・返信用封筒の作成及び宛名シール貼付等のアンケート調査の準備は、受託者において実施する。なお、返送先は本市とする。

④ 報告書の作成

分析方法を明示した上で、調査結果をまとめた報告書を作成する（納品数については、「6. 成果品」）を参照）。

(5) 総合計画の改訂支援

（令和6年4月～10月の実施を想定）

上記(3)、(4)の調査分析結果、前期基本計画の進捗状況や総合計画審議会の議論等を踏まえながら、素案作成等、改訂の支援を行う。

さらに、総合戦略と一体的な計画とするため、策定過程及び計画としての取りまとめ方法について提案を行う。

① 各種会議の意見及び調査を踏まえた総合計画改訂たたき台の提案

② 各種会議の意見を踏まえた改訂案の作成支援（たたき台の見直し）

(6) 各種会議等の運営支援

各種審議会や庁内会議に出席し、会議資料作成支援、会議運営支援、議事録（全文）作成（各会議終了後概ね2週間以内に本市へ提出）を行う。

① 門真市総合計画審議会

（令和6年4月～11月の間に4回程度開催）

② 門真市総合計画策定委員会

（令和6年4月～11月の間に4回程度開催）

③ 門真市総合計画策定委員会専門部会

（令和6年4月～11月の間に4回程度開催）

(7) パブリックコメントの実施支援

（令和6年10月の実施を想定）

「門真市パブリックコメント手続制度要綱」に基づき行うパブリックコメントの実施を支援する。

① パブリックコメント実施用の冊子（20部程度）及び電子データの提供

② パブリックコメントの回答作成に係る補助

(8) 総合計画改訂版（本編・概要版）の冊子作成

（令和7年2月～3月の実施を想定）

※(7)の全項目について、協力会社等（デザイン会社等）への委託又は請負等を認める。

総合計画冊子本編及び概要版の改訂につき、以下の業務を行うこと。

なお、原則として現総合計画のデザイン・紙質等のイメージを踏襲し、写真、イラストや図表、数値データ等を活用し、市民にとってわかりやすくイメージできやすい冊子構成とすること。

① 製本版計画本編の作成（A4、フルカラー）

表紙・背表紙・裏表紙のデザイン構成、コーティング等の提案

② 概要版の作成

A 3両面程度の要約版（市ホームページでの公表を想定）

6. 業務委託内容の変更

本業務委託内容に変更が生じる場合は、本市と受託者との協議の上、必要に応じて委託内容の変更を行うこととする。

7. 成果品

下記のとおり、本市へ納品すること。

また、成果品の権利の帰属はすべて本市のものとし、受託者は、本市が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

	成果品	部数	期日	備考
1	業務計画書	1	契約後3日以内	電子媒体
2	協議記録	1	その都度	電子媒体
3	市民意識調査報告書	1	令和6年8月	電子媒体
4	総合計画の素案	1	令和6年10月	電子媒体
5	各種会議の資料・議事録	1	その都度	電子媒体
6	総合計画の冊子	100	令和7年3月	紙媒体 及び 電子媒体

8. 委託料の支払い条件

完了払いとする。

9. その他

- (1) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、門真市個人情報保護条例（平成11年門真市条例第14号）及び門真市個人情報保護条例施行規則（平成12年門真市規則第36号）並びに別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 本業務にあたっての資料及び成果のすべての権利は本市に帰属するものとし、本市の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。
- (3) 本業務の全部または一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせないものであること。ただし、書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。また、本仕様書「5. (7)」の業務については、当該規定の例外として、あらかじめグループ会社や協力会社等への委託又は請負等を認めるものとする。

- (4) 本仕様書に明記されていない事項又は、疑義が生じた場合は、受託者は本市と協議の上、本市職員の指示に従うこと。